

○運転適性相談及び臨時適性検査の実施に関する訓令

(平成14年9月2日島根県警察訓令第40号)

臨時適性検査の実施に関する訓令(平成9年島根県警察訓令第15号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この訓令は、運転免許試験を受けようとする者又は運転免許証を所有している者からの身体の障がい及び病気の症状に係る運転適性の相談(以下「適性相談」という。)並びに道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第102条及び第107条の4の規定に基づく臨時適性検査(以下単に「臨時適性検査」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(適性相談の対象者)

第2条 適性相談の対象者(以下「相談対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 運転免許試験を受けようとする者
- (2) 指定自動車教習所へ入所しようとする者
- (3) 運転免許証を所有している者
- (4) 前3号に該当する者の親族

(適性相談及び臨時適性検査の内容)

第3条 適性相談は、前条第1号から第3号までに掲げる相談対象者の身体の障がい及び病気の症状に関するものとする。

2 臨時適性検査は、臨時適性検査対象者(以下「検査対象者」という。)の身体の障がい及び病気の症状に関するものとする。

(適性相談及び臨時適性検査の実施場所)

第4条 適性相談は、島根県運転免許センター(以下「免許センター」という。)又は島根県西部運転免許センター(以下「西部センター」という。)で行うものとする。ただし、身体の障がいに関するものは、警察署(松江警察署及び浜田警察署を除く。以下同じ。)又は雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番若しくは大田警察署温泉津広域交番(以下「広域交番」という。)においても行うことができるものとする。

2 法第102条第5項の規定に基づく臨時適性検査は、免許センター、西部センター、警察署又は広域交番で行うものとする。

(適性相談及び臨時適性検査の実施者)

第5条 適性相談は、運転免許課長、西部センター所長又は警察署長(以下「運転免許課長等」という。)が指定した警察職員が実施するものとする。

2 法第102条第5項の規定に基づく臨時適性検査は、運転免許課長等が指定した警察職員が実施するものとする。

(適性相談及び臨時適性検査の手続)

第6条 適性相談を受けたときは、適性相談受理簿(様式第1号)に記録するものとする。

2 臨時適性検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 運転免許課長、西部センター所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、必要な調査を実施するもの

とする。

ア 運転免許試験に合格した者の中から、運転免許申請に伴う自己申告等により検査対象者を発見した場合

イ 運転免許証更新申請に伴う自己申告等により検査対象者を発見した場合

ウ 身体に障がいがある者等から検査の受検の申出があった場合

エ その他警察活動を通じて検査対象者を発見した場合

オ 認知機能検査の結果、第1分類となり、かつ、一定期間内に基準行為を行った者を確認した場合

(2) 交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、前号アからエまでの場合において、その検査対象者等が法第102条又は第107条の4第1項の規定の適用を受けると認められるときは、臨時適性検査対象者発見報告書（様式第2号）により速やかに運転免許課長に報告するものとする。

(3) 運転免許課長等は、第1号ウの場合においては、当該申出をした者に臨時適性検査申出書（様式第3号）を提出させるものとする。

（適性相談の実施）

第7条 病気の症状に関する適性相談は原則として相談者の主治医の診断書を提出させて行い、身体の障がいに関する適性相談は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第23条の適性試験の方法により行うものとする。

2 適性相談の結果は、適性相談結果報告書（様式第4号）により提出された主治医の診断書又は身体障がい者調査票（様式第5号）を添えて、運転免許課長等に報告するものとする。

3 運転免許課長は、適性相談を終了した時点で免許の取得又は継続が可能であると認められたときに限り、相談対象者に運転適性相談終了書（様式第6号）を作成交付するものとする。

（臨時適性検査の実施）

第8条 施行規則第29条の3第2項（第37条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時適性検査を行う場合は、医師に対して臨時適性検査委嘱書（様式第7号）に臨時適性検査回答書（様式第8号）を添えて委嘱するものとする。

2 臨時適性検査の結果は、臨時適性検査実施報告書（様式第9号）に医師から提出された臨時適性検査回答書等を添付し、運転免許課長又は西部センター所長に報告するものとする。

（自己申告書の取扱い）

第9条 運転免許に係る申請窓口において、運転免許申請書等の別紙である病気の症状等自己申告欄の症状項目に記載のあるものについては、警察職員が病名及び症状等を聴取し、その結果を病気の症状等聴取結果書（様式第10号）に記載し、運転免許課長等に報告するものとする。

2 警察署長は、前項の結果が法第102条第4項又は第107条の4第1項の規定の適用を受けると認められるときは、臨時適性検査対象者発見報告書に必要な書類を添えて、運転免許課長へ報告するものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。ただし、〔以下略〕

附 則（平成17年3月18日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月25日島根県警察訓令第31号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年5月29日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、平成21年6月21日から施行する。

附 則（平成24年3月27日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

様式 〔略〕